主 文 本件控訴を棄却する。 理 中

本件控訴の趣意は、弁護人原田一英及び同秋田康博共同作成の控訴趣意書記載の とおりであるから、これを引用し、これに対し当裁判所は次のとおり判断する。 控訴趣意第二について

所論は、要するに、原判決は、原判示事実につき道路運送法第一五条、第一三〇条第三号、第一三二条を適用しているが、右第一三二条は、前条までに行為者を罰する規定があるならば、同時に法人等も罰するという趣旨であるところ、右第一五条は、業者を処罰の対象とし、行為者を罰する規定ではないから、乗車拒否をした運転手に対し、右第一三二条を根拠として右第一五条違反の責任を問うことはできないというべきで、原判決は法令の適用を誤つている、というのである。

以上説明のとおりであるから、原判決の法令の適用は正当であつて、論旨は理由がない。

(その余の判決理由は省略する。) (裁判長判事 脇田忠 判事 関重夫 判事 環直弥)